

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 29 日現在

機関番号：82646

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25381156

研究課題名(和文) 米国高等教育の質保証における学習成果と単位にかかわる政策課題に関する研究

研究課題名(英文) Study on Political Issues of Quality Assurance of US Higher Education: Focusing on Learning Outcomes and Credit Hours

研究代表者

森 利枝 (MORI, Rie)

独立行政法人大学評価・学位授与機構・研究開発部・教授

研究者番号：00271578

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、米国における(1)単位制度を通じた連邦による高等教育政策の強化の態様、(2)単位制度以外の学習成果の計測による学位授与プログラムの実態と課題、(3)大卒者の収入を鍵にした連邦の高等教育政策の強化の態様について明らかにした。このうち(1)については単位制度とアクレディテーション制度というデ・ファクト・スタンダードが政策に取り込まれる実態に関し、また(2)については高等教育予算の高騰と学生の多様化を背景に多様な学習成果の評価が要請されている実態に関し、それぞれ分析して査読つき論文誌に投稿し、掲載された。(3)については海外研究協力者と共著の英語論文の投稿準備中である。

研究成果の概要(英文)：As results of this research project, the researcher in chief published papers on peer-reviewed journals on 1) strengthened quality assurance policies by the federal government through the credit hours system and their impact and 2) development of competency-based education in the time of expansion of higher education budget. In addition, 3) the researcher in chief co-authored a paper on the gainful employment policy, focusing on its impact on for-profit institutions, to be published through an appropriate journal.

研究分野：比較高等教育論

キーワード：学習成果 単位制度 アクレディテーション 高等教育政策 Gainful Employment

1. 研究開始当初の背景

本研究課題を計画した当初、学習成果の重要性は広く語られるようになり、加えてそれをいかに測るかという命題については、標準化テストの導入やルーブリックの活用など様々な方法が試みられていた。このような中、2011年から米国で施行の始まった14項目からなる政令 Program Integrity Rules は、高等教育段階の学生の学習成果を量的に測る基準を提供することを含む連邦政府による新たなルールであった。そのなかで、学生の「1単位あたりの学習量(時間)」と、卒業者の「実質的所得を伴う就業率」が問題にされており、双方ともあらかじめ設定された数値を下回ると、当該高等教育機関の学生の、連邦奨学金受給資格が消失しうることが定められていた。このうち「1単位あたりの学習量」は原則としてすべての高等教育機関についてアクレディテーション団体を通じて再確認されることとなっており、また「実質的所得を伴う就業率」は、典型的には学位を授与する営利大学が連邦に対して直接にその報告義務を負うこととされるなどの政策転換があった。同時に我が国においても中央教育審議会などが単位の実質化を標榜するなど、高等教育段階の学習成果をいかに担保するかが問題とされていた。

2. 研究の目的

本研究は、高等教育段階の学習成果を担保するための政策について、米国で起きている規制強化の動向を調査研究し、その実践とありうべき効果を明らかにすることを目的とした。とりわけ、2011年7月から施行の始まった、Program Integrity Rules の中から、学生の「1単位あたりの学習量」と、卒業者の「実質的所得を伴う就業率」にかかわる規定をとりあげ、連邦政府が学生の学習成果を直接・間接に管理するための政策の内容と、その新たな政策の施行を担当することとされた大学およびアクレディテーション団体による受容の経緯を分析する。加えて一連の政策変更をアメリカ高等教育政策の中央集権強化の文脈に位置づけることを試み、その背景となった高等教育の大衆化、多様化および情報化との関連を明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究計画は、文献および資料の分析と、インタビュー調査のふたつの方法を使って遂行した。文献および資料については、Program Integrity Rules の政令文そのもの、政令の導入に至る議論の議事記録、連邦教育省通達、専門紙の報道および高等教育段階の学習成果をいかに測るかについて議論した論文を中心に涉猟し本研究経過の目的に沿って再構築した。インタビュー踏査は、「1単位あたりの学習量」については各大学の教育の実施状況を確認することとされたアクレ

ディテーション団体の関係者を第一の対象とした。このほか、授業時間ではなく学力の直接評価によって単位や学位を授与する大学のプログラムの関係者とのインタビューも行った。また「実質的所得を伴う就業率」については連邦に対する報告義務を負った各大学で実務を担当する IR 担当者を対象にしたインタビュー調査を遂行したほか、経済学者である海外共同研究者の協力を得て、実質的所得を伴う就業率を求める政策そのものに関する文献調査を行った。

4. 研究成果

本研究成果を通じて、以下のことを明らかにした。

(1) 米国における単位制度を通じた連邦による高等教育政策の強化

単位制度の法制化に伴いアクレディテーション制度を通じた連邦政府の影響力の強化に関して各機関アクレディテーション団体の動向を調査し、その結果を分析して成果を査読つき論文誌に投稿、掲載された。その中では各地域アクレディテーション団体の Program Integrity Rules への対応状況を以下の通り整理した。

NEASC

・連邦の定めにより、【NEASC の】評議会は、総合的な評価【適格認定の開始ないし継続を決定する評価】の際に、機関が単位を授与するにあたっての方針と手続きを確認し、それら方針と手続きが実際の課程と授業においてどのように運用されているかを確認する。この確認に際しては、評議会は授業の抽出その他の方法を用いて、機関による単位の授与が高等教育界の一般的な実践と適合しているかを十分に検討しなければならない。評議会は、このような確認の価値を経て、機関の組織的な規則違反や、機関内の一つかそれ以上の課程における重大な規則違反を確認したときには、直ちに連邦教育省長官に通告する義務を負う。

“Policy on Credit and Degrees” 2011年7月1日施行(抜粋)

中部協会

・機関は評議会に対し、(1)単位の授与に関する方針を文章化したもの、(2)全学的に(1)の方針が実現されていることを示す文書、(3)各種授業形態につきおのおの代表的な授業のシラバス、(4)機関の単位授与方針が高等教育界一般の実線に適合していることの説明を示す。

・評議会は、上記に関して評価者が欠失を認めたときには、適切な対応をとり、機関に単位授与に関して組織的な規則違反があると認めたときは連邦教育省に通告する義務を負う。

“Credit Hour Policy” 2012年8月23日より施行(抜粋)

南部協会

・学生の課業に応じた単位数は機関が決定する。

・1単位あたりの学生の課業量は、高等教育界一般の実態に即したカーネギー単位の定める課業量と合理的に合致していることが期待される。

・機関は、連邦による単位の定義に沿うことが機関の学術上その他の機関の必要とするところに合致しないと考える場合には、それらの目的に関して別個の測定法を用いることができる。

・単位は、一定の学修時間において典型的な学生が達成しうる課業量を根拠にするか、あるいは典型的な学生の学修時間に換算した課業量を根拠にして授与されるべきである。

・評議会は連邦の規則に対して機関の組織的な違反が認められるときや、ひとつ以上の課程において大幅な違反が認められるときは、連邦教育省長官に通告しなければならない。

“Credit Hours Policy Statement” 2011年6月採択（抜粋）

北中部協会

・評議会は機関の総合的な評価を行う際に単位の授与、課程の長さ、学費の適切性を確認する。

・評議会は各機関に対し連邦の規則の遵守に関わる適切な対応を行うとともに、単位の授与に関する評議会の方針に対する組織的な違反があった場合には、連邦教育省長官に通告する。

・組織的な違反とは、機関が適切な単位授与のための方針を持たないことや、機関内の複数の課程や部局、あるいは多数の学生に関して、機関が定めた方針ないし高等教育界一般に受け入れられた方法で単位が授与されていない状態を指す。

“Federal Compliance Program” 2013年1月1日より施行（抜粋）

北西部協会

評議会は以下について、各機関が連邦による定義をどの程度遵守しているかを確認する。

・機関内の全課程における単位に関する方針の策定

・策定した単位に関する方針の運用に関する定期的な見直し

・特別な方法で行われている単位授与の、一般的な高等教育界の実践との適合

評議会は機関の中のひとつまたはそれ以上の課程において組織的な規則違反が認められるときは、評議員会として追加の措置をとるとともに直ちに連邦教育省長官に通告する。

“Policy on Credit Hour” 2012年11月付（抜粋）

西部協会

・評価チームは、各機関の学位の種類ごとの単位に関する方針を記した文書や、機関自らがすべての課程と授業に関して、授業ごとの単位数の適切性・妥当性を担保していることを示す典拠をはじめとした資料を確認するとともに、学位の種類別、専攻別、授業の方法別、学修方法別に授業を抽出して、与えられる単位数が適切であるかを確認する。

・単位の運用に関しては評価チームから評議委員会に報告される。問題があった場合には記録され、評議委員会は機関からの追加報告ないし追加評価の際にそれらの問題に対処されていることを確認する。機関の課程に本方針への重大な違反が見られるときには、評議委員会は機関に対して適切な措置をとるとともに直ちにその旨を連邦教育省長官に通告する。

“Policy on Credit Hour” 2011年9月2日採択（抜粋）

これらの、単位制度を法制化し、高等教育機関の質保証に利用しようとする連邦の政策に対する各地域アクレディテーション団体の方針の変更に関する分析をもとに、研究代表者は、連邦政府の高等教育への介入度の向上により、米国における高等教育の質保証のメカニズムは、図1に示すような、連邦がアクレディテーション制度のユーザである構図から、図2に示すような連邦の政策がアクレディテーションのしくみを包摂する構図へと転換する過程にあると考えられることを説いた。

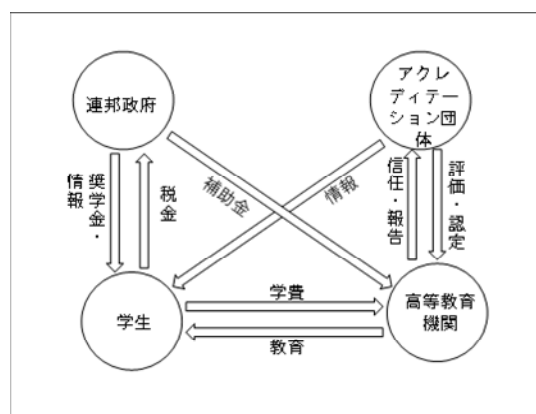


図1 連邦政府によるアクレディテーション利用のモデル

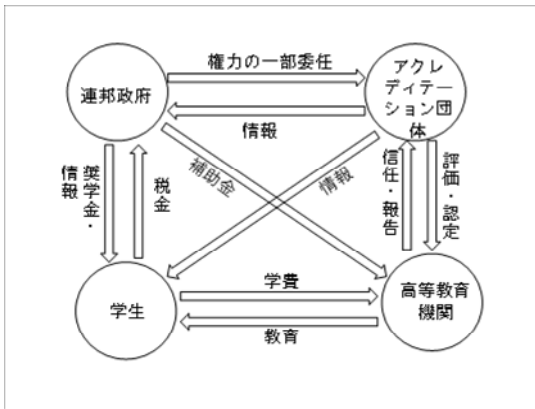


図2 連邦政府によるアクレディテーション包摂のモデル

(2) 米国における単位制度以外の学修成果の計測による学位授与

米国で推進されている、単位(課業時間)に基づかない、能力の直接評価に基づく学位授与プログラム(Competency-Based Education: CBE)に関して政策動向と実態の調査を行い、分析の結果を査読つき論文誌に投稿、掲載された。そのなかでは、連邦がCBEを推進する過程を分析し、表1、2に示すようにその背景にある高等教育予算の高騰と、アメリカ大学の多様性について解説した。

表1 連邦奨学金総額の推移(単位:10億ドル・2011年基準実質値)

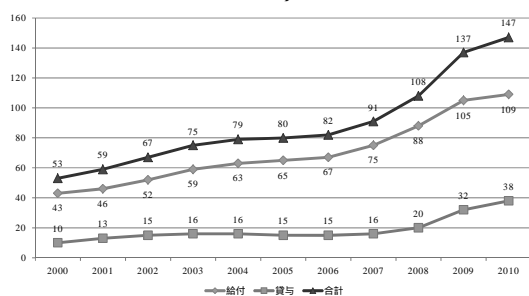
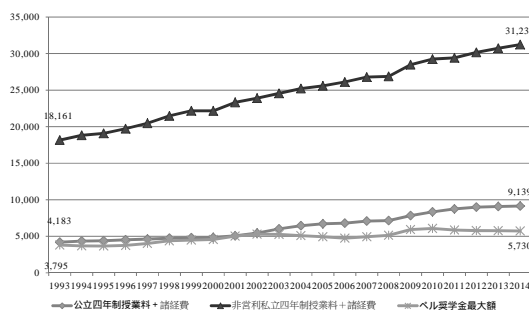


表2 設置形態別平均年間学生納付金(寮費を除く・インフレ率調整後)(単位:ドル)



(3) 大卒者の収入を鍵にした連邦による高

等教育政策の強化

特に営利大学に関し、卒業者の奨学金返利率と機関の連邦奨学金受給資格の連携にかかわる政策(Gainful Employment Policy)が誘発する諸問題について文献およびインタビュー調査から実態と課題を分析し、海外研究協力者と共にその成果を英文論文 *Improving Access to Higher Education, For-profit Universities and Student Indebtedness: Lessons Learned from the Experience of Gainful Employment Regulations in the U.S.* (仮題)にまとめた。論文は今後精査を経て研究代表者と海外研究協力者の共著論文として発表する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2件)

森利枝(2015)「米国の高等教育における Competency-Based Education の展開に関する考察」、『大学研究』第41号、筑波大学大学研究センター、pp. 29-40

森利枝(2014)「米国高等教育における教学マネジメントへの学外統制メカニズム - 単位制度の運用を手がかりに - 」、『高等教育研究』第17集、日本高等教育学会、pp.31-44

[学会発表](計 4件)

森利枝(2016)「米国高等教育の アクレディテーションについて」、フリースクール等に関する検討会議第8回会合(文部科学省)、2016年3月8日

Reiko YAMADA, Shigeru ASANO and Rie MORI (2015) "Emerging Role of IR in Japan: On National Survey with Comparative Views", 2015 AIR Form, May 27th, 2015, Denver, CO

Rie MORI (2015) Student Mobility and Credential Recognition in Japanese Universities, International Symposium on University Internationalization, April 28th 2015, Southwest Jiaotong University, China

森利枝(2013)「単位制度再々訪」、私立大学協会・大学教務部課長相当者研修会、オークラアクトシティホール浜松、2013年10月18日、招待講演

[図書](計 0件)

[産業財産権] 出願状況(計 0件)

名称:

発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森 利枝 (MORI, Rie)

大学評価・学位授与機構・研究開発部・教授

研究者番号：00271578

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：